

指定管理者選定施設一覧

指定管理者選定施設 一覧

No.	施設の名称	更新・ 新規	選定 方法	応募者等	利用 料金制	評価の 配点	価格評価 の対象	所管部
①	前島熱利用センター	更新	公募	【2者】	○	価格30点 サービス70点	指定管理料	市民生活 環境部
②	番田熱利用センター	更新	公募	【1者】	○	価格30点 サービス70点	指定管理料	都市 創造部
③-1	【駐車場グループ】 高槻市営高槻駅南立体駐車場 高槻市営桃園町駐車場 高槻市営高槻駅北地下駐車場	更新	公募	【1者】	○ (R8~)			
③-2	【自転車駐車場(高槻駅周辺)グループ】 高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場 高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場 高槻市立紺屋町自転車駐車場 高槻市立高槻駅南自転車駐車場 高槻市立高槻自転車駐車場 高槻市立紺屋町第2自転車駐車場	更新	公募	【2者】	○ (R8~)	価格50点 サービス50点	市への納付額	都市 創造部
③-3	【自転車駐車場(摂津富田・上牧)グループ】 高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場 高槻市立上牧駅自転車駐車場	更新	公募	【2者】	○ (R8~)			
④	高槻城公園芸術文化劇場 北館 高槻城公園芸術文化劇場 南館 総合市民交流センター 生涯学習センター 高槻城公園(大手地区、北エリア、中央エリア)	更新	特定	(公財)高槻市文化スポーツ振興 事業団	○	価格30点 サービス70点	指定管理料	市民生活 環境部
⑤	高槻島本夜間休日応急診療所	更新	特定	(公財)大阪府三島救急医療 センター	○	価格30点 サービス70点	指定管理料	
⑥	口腔保健センター	更新	特定	(一社)高槻市歯科医師会	-	価格30点 サービス70点	指定管理料	健康 福祉部
⑦	(仮称)地域共生ステーション	新規	特定	NECキャピタルソリューションズグループ 【PFI事業者選定委員会において選定】	-	価格30点 サービス70点	指定管理料	

※ ①～⑥の施設の指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日、⑦の施設の指定期間は令和11年4月1日から令和21年3月31日

※ ①～④の施設については、第5回選定委員会(10/29)において候補者の選定を審議予定

指定管理者の選定評価について

指定管理者の選定評価について

1. 指定管理者選定にかかる価格評価について

選定評価は、価格評価とサービス水準等の評価（価格以外の項目の評価）を併せた全体の評価点で行う。

価格評価は、標準的な配点を全体の5割として、以下の考え方によつて、必要に応じて全体の2割の範囲で配点を増減し、評価することとする。

1) 価格評価の割合を増やす場合

一般的に、管理運営の手法やノウハウの差によって、提供されるサービスの水準が変動する余地が少ないと考えられ、運営経費（指定管理料）を重視する施設。

2) 価格評価の割合を減らす場合

価格面よりも提供されるサービスを重視し、その質や内容を十分に評価することが、公的責任の確保にとって重要と考えられる施設。

＜価格評価点の算出＞

1) 指定管理料を提案する場合

価格評価点は、市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その70%を「想定する下限額（履行確保の確認を要する額）」として設定し、価格評価点の最高点とする。「想定する下限額（履行確保の確認を要する額）」以下の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

$$\text{○ 価格評価点} = \frac{\text{想定する下限額}}{\text{提案額}} \times \text{価格評価への配点}$$

2) 市への納付額を提案する場合

【利用料金制を適用しており、指定管理者が収受する年間の利用料金の合計額が、指定管理者が支出する年間の経費の合計額を上回る場合】

価格評価点は、市が示す基本納付額を下限額とし、「想定する上限額（履行確保の確認を要する額）」（※）を設定して、価格評価点の最高点とする。「想定する上限額（履行確保の確認を要する額）」以上の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

なお、市への基本納付額と提案額が同額の場合、価格評価への配点の70%の評価点とし、提案額が基本納付額を上回るごとに、配点を加点する。

$$\text{○ 価格評価点} = \frac{\text{価格評価への配点} \times 70\%}{\text{基本納付額}} + \frac{\text{価格評価への配点} \times 30\%}{(\text{提案額} - \text{基本納付額})} \times \frac{(\text{提案額} - \text{基本納付額})}{(\text{想定する上限額} - \text{基本納付額})}$$

※ 想定する上限額

$$= \frac{\text{市が想定する利用料金収入} - (\text{市が想定する管理経費} \times 70\%)}{\text{基本納付額}}$$

2. 外郭団体の公募への参加の考え方について

【今回該当がないため、省略】